令 和 7 年 度

宇土市下水道事業資金不足比率審査意見書

宇 土 市 監 査 委 員

宇 市 監 第 ４ ５ 号
令 和 ８ 年 ８ 月 ４ 日

宇 土 市 長　 光 井 正 吾　 様

宇土市監査委員　山　　下　　隆　　雄

宇土市監査委員　藤　　井　　慶　　峰

令和7年度宇土市下水道事業資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された令和7年度宇土市下水道事業資金不足比率について審査を実施したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

1 審 査 の 期 間

令和8年7月3日から8月3日まで

2 審 査 の 方 法

資金不足比率の審査にあたっては、市長から送付された資金不足比率報告書及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか否かについて、関係職員の説明等を求め実施した。

3 審 査 の 結 果

(1)総括的意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認めた。令和6年度同様、経営健全化基準を下回っており、今後も引き続き、健全な経営に努められるよう要望する。

()内は令和6年度数値

	令和7年度	令和6年度	経営健全化基準
	%	%	%
資金不足比率	―	―	20.0(20.0)

(2)是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

(3)担当課提出資料は、次のとおりである。

資金不足比率（法適用）

公営企業の資金不足比率

■地方債協議・許可制移行基準　10.0%
■早期健全化基準　20.0%

（下水道）

（単位：千円）

	A+B		C				R7	R6
	92,353	－	1,438,166	＝	△ 1,345,813	× 100	＝〔 — 〕	〔 — 〕
	562,948	－	0		562,948			
	①		②					

資金不足比率 ＝ **資金の不足額**　A＋B－C（－D） ／ **事業の規模**（営業収益の額－受託工事収益の額）

（D：A＋B－C＞0であれば算入。但し、この場合において、A＋B－C－D＜0となるときはA＋B－C－D＝0とする。）

資金の不足額

		R7	R6
A：	流動負債 － 控除企業債等 － 控除未払金等 － 控除額 － PFI建設事業費等 445,493 － 353,140 － 0 － 0 － 0 ＝ 92,353	〔 92,353 〕	〔 84,239 〕
B：	算入地方債の現在高　0	〔 0 〕	〔 0 〕
C：	流動資産の額 － 控除財源 － 控除額 1,438,166 － 0 － 0 ＝ 1,438,166	〔1,438,166〕	〔1,405,014〕
D：	解消可能資金不足額　0	〔 0 〕	〔 0 〕

事業の規模

		R7	R6
①：	営業収益の額　562,948	〔 562,948 〕	〔 559,467 〕
②：	受託工事収益の額　0	〔 0 〕	〔 0 〕

＊解消可能資金不足額：　下水道、地下鉄などの事業の性質上、事業開始後の一定期間、構造的に資金不足が生じる事由がある公営企業については、健全化法における比率の算定の際に、将来解消が見込まれる「解消可能資金不足額」を資金不足額から控除するもの。